

令和8年度

し渣収集運搬等業務委託

仕 様 書

守口市環境下水道部下水道課

し渣収集運搬等業務委託仕様書

(業務目的)

第1条 し渣収集運搬等業務委託（以下「業務」という。）は、ポンプ場及び処理場で搬出した、し渣を一般廃棄物として収集、運搬及び処分することを目的とする。

(関係法規等の遵守)

第2条 受注者は、業務を実施するにあたり、下水道法、労働基準法、道路交通法、道路運送車両法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法規を遵守しなければならない。

(収集場所)

第3条 し渣の収集場所は次のとおりとする。

守口市大枝ポンプ場内

守口市松下町1番97号

守口市八雲ポンプ場内

守口市八雲東町1丁目4番8号

守口市梶ポンプ場内

守口市梶町1丁目47番3号

守口市処理場内

守口市南寺方東通1丁目7番7号

(搬入場所及び時間)

第4条 し渣の搬入場所及び時間は次のとおりとする。

但し、台風や大雨等臨時的に対応が必要である場合は、その都度協議を行うものとする。

名 称：大阪広域環境施設組合東淀工場

所 在 地：大阪市東淀川区南江口6丁目16番6

時 間 帯：午前9時から12時、午後13時から16時まで

・工場火災や施設トラブル等にて、搬入場所の係員から搬入先の振替の指示があった場合はその指示に従うものとする。

・台風や大雨等臨時的に対応が必要である場合は、その都度協議を行うものとする。

(引渡し方法)

第5条 し渣は第3条に記載の収集場所に設置したホッパー及び集積場にあり、本市係員からの連絡があり次第速やかに収集・運搬するものとし、方法は次のとおりとする。

①大枝ポンプ場及び梶ポンプ場

ホッパーより収集

- ・し渣ホッパー搬出幅×高さ

大枝ポンプ場 5590×2650mm

梶ポンプ場 4600×2460mm

上記搬出幅及び高さで収集可能な車両とする。

- ・使用車両は、運搬中に水分が道路及び施設敷地内に漏れないような構造であること。
- ・運搬中は使用する車両にシートをかぶせる等、し渣が飛散及び落下防止並びに搬送時の臭気対策をとること。

②八雲ポンプ場及び守口処理場

集積場より収集

- ・施設内通路幅

八雲ポンプ場 2460mm

守口処理場 2970mm

上記通路幅で収集可能な車両とする。

- ・し渣は袋詰めしたものを引き渡す。
- ・運搬中は使用する車両にシートをかぶせる等、し渣が飛散及び落下防止並びに搬送時の臭気対策をとること。

(収集予定数量)

第6条 契約期間中のし渣収集予定数量は次のとおりである。

収集場所	予定数量 (t)
大枝ポンプ場	15.19
八雲ポンプ場	14.89
梶ポンプ場	6.53
守口処理場	28.52
計	65.13

ただし、予定数量について本市は、引渡し義務を負わないこととする。

(数量の計量)

第7条 し渣収集数量の計量は本市の指定する第4条の場合にて、事前に本市環境対策課が貸写している計量カードにて行う。

(安全対策)

第8条 受注者は、適正に業務を行うため、また交通事故・労働災害等を防止するために、業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）に対し、次に掲げる項目の十分な研修・教育・指導を行った上、業務に従事させることとする。

- (1)安全運転に関すること
- (2)安全作業に関すること(機械操作、積込方法、収集場所確認等)
- (3)作業内容に関すること
- (4)道路交通法等関連法令の遵守に関すること

- 2 受注者は、通行人等の安全を守るための必要な対策を講じなければならない。
- 3 し渣の収集場所並びに第4条の搬入場所の職員（業務受託者を含む）からの安全上及び運営上の指示に従うこと。

(損害の負担)

第9条 業務中に発生した事故、負傷等の損害(第三者に及ぼした損害を含む)に関して発注者は一切の責任を負わない。ただし、その損害が発注者の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(業務完了報告書等)

第10条 受注者は、業務が完了したときは、その月末までに「業務完了報告書」(本市指定様式)及び写真(作業前、中、後の状況写真)並びに計量票の写しを本市職員に提出すること。

- 2 発注者は前項の業務完了報告書を受領したときは、直ちにこれの検査を行わなければならない。

(支払)

第11条 受注者は、検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、発注者の指示する手続にしたがって業務委託料の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(協議)

第12条 この仕様書に関し疑義が生じたとき、または、この仕様書に定めのない事項については本仕様書の主旨に従い双方が協議の上定めるものとする。

(車両の情報)

第 13 条 し渣の収集運搬に使用する車両の車検証、3面写真、任意保険の加入情報を本市職員に事前に報告する。